

EU の社会政策—新しい貧困、社会的排除をなくす

EU の社会政策のうち、福祉制度に関連するところでは、2006 年 2 月「労働市場から最も遠い人々の積極的な統合を促進するための EU レベルの行動に関する協議」が行われている。その基本的な立場は、雇用の拡大の重要性を認めるとともに、「社会保護制度はとりわけ不況期には労働市場の機能を改善しうる、つまり雇用契約をより柔軟にし、求職をより効率的にする事を指摘し、福祉制度が無ければ分配的効率性が失われる¹。」として、福祉政策の役割についての積極的位置づけが見られる。

(ここで言う保護制度とは EU の社会的側面、労働者保護的な社会制度を包括的に含み、福祉制度とは社会的扶助、公的扶助をさしていると思われる。)

また最も脆弱な人々（女性、長期失業者など）に対して、「①雇用機会や職業訓練を通じた労働市場とのリンク、②尊厳ある生活を送るのに十分な水準の所得補助、③社会の主流に入っていく上での障壁を取り除くためのサービスへのアクセス²」と纏められ、うたわれた政策は、「トランポリン」と言われる転職など求職活動の円滑化のための政策①③を支える、最低所得保障の制度が問題とされている。

「労働市場政策と所得保障と社会的サービスが三位一体となった EU レベルの最低生活保障制度に関する法制的措置に向けた動きが開始された事になります。³」とされるのは、求職、転職を試みる人々が、「トランポリン」と言われる労働政策や諸社会サービスにアクセスし活用できるよう、その間の所得補助制度、所得保障制度が問題となっていると言う事である。つまり三政策（雇用、社会サービス、所得保障）を一体的に統合して実施するという、三位一体的な統合が動き出している。

(労働者は、転職が出来るまでの所得保障をうけつつ、職業訓練を受け、雇用機会を捜しつつ、病、障害、その他の生活問題に対処する社会サービスを受ける事が出来る政策統合であろう。)

¹濱口桂一郎 「仕事志向の福祉国家へ—EU の雇用戦略が示唆するもの」 P7
<http://homepage3.nifty.com/hamachan/gendaihukushikokka.html> 07/02/10

² 同上

³ 同上 P8